「事業用自動車安全通信」第２０７号(H25．7．26)

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

【１．重大事故等情報＝７件】（７月１９日～７月２５日分）

（１）乗合バスとオートバイが衝突した事故

７月２０日（土）午前８時２０分頃、神奈川県において、東京都に営業所を置く高速乗合バスが空車で走行中、対向車線からセンターラインを超えて走行してきたオートバイと衝突した。

この事故により、当該オートバイの運転者が死亡した。

事故現場は、片側１車線の右カーブで、事故当時、当該オートバイが何らかの理由によりセンターラインを超えてきた模様。

（２）乗合バスの車内事故

７月２２日（月）午前８時頃、北海道において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客７名を乗せて運行中、乗客１名（女性、８８歳）が転倒した。

この事故により、当該乗客が肩及び腰の骨を折る重傷を負った。

事故当時、当該乗合バスの運転者は、停留所において乗車客の取扱い後、発車する際に、当該乗客が座席に着席するのを確認せずに発車した模様。

（３）貸切バスの運転者が健康起因により死亡

７月２３日（火）午前５時１５分頃、静岡県において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客１名を乗せて運行中、当該貸切バスの運転者（男性、５７歳）が意識を失い死亡した。

当時、当該貸切バスが乗車扱いのため停車中に添乗員が当該運転者へ声を掛けたところ、意識がなくいびきをかいている状態であったため救急車を呼び搬送したが、救急搬送時にはすでに心肺停止の状態だった模様。

（４）タクシーと対向車が衝突した事故

７月１９日（金）午後１０時４０分頃、宮城県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、対向車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客は死亡、当該タクシーの運転者は右肩・鎖骨の骨折で重傷、当該対向車の運転者は軽傷を負った。

事故当時、当該タクシーは交差点の中央線付近で一旦停車してから右折したが、当該対向車が猛スピードで走行してきたことから避けきれずタクシー側面に衝突した模様。

なお、当該乗客は飲酒し酔っており後部座席で横になっていたことからシートベルトはしていなかった模様。

（５）個人タクシーの車両火災

７月２０日（土）午前５時３０分頃、神奈川県において、東京都の個人タクシーが空車で走行中、左後輪から出火し、左後部ドア、車内リアシート及び民家の壁が燃えた。

この火災による負傷者はない。

事故現場は、住宅街の細い道で、事故当時、当該個人タクシーは対向車が来たために、車両を後退させたところ、道路脇の溝に左後輪が填まってしまい、脱出するために、アクセルを踏んだところ空転したため、タイヤから出火した模様。

（６）タクシーの乗客が車内から転落した事故

７月２１日（日）午前０時４５分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客４名を乗せて運行中、助手席の後方に泥酔して乗車していた乗客が、走行中に施錠装置を解除し乗降扉を開けたため転落した。

この事故により、当該乗客が脳挫傷の重傷を負った。

事故当時、乗車時にシートベルトの着用は案内していたものの、助手席以外の乗客（後席３名）はシートベルトの着用をしていなかった模様。

（７）トラック運転者が酒気帯び運転した事故

７月２３日（火）午後３時５０分頃、福岡県において、京都府に営業所を置くトラックが店舗駐車場から出発して左折する際に、停車中のトラックに衝突した。

この事故による負傷者はいない。

事故当時、当該トラックの運転者は道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで警察に現行犯逮捕された模様。

【２．事業用自動車の運転者の健康状態の確認等安全管理の徹底について】

平成２５年７月５日

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和３１年運輸省令第４４号）では、旅客自動車運送事業者は、乗務員の健康状態の把握に努め、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

このような関係法令の遵守や自主的な取組みの励行については、これまでも通達等を発出し、対策の実施をお願いしてきたところですが、そのような状況にも関わらず、引き続き運転者の健康面での問題に起因する事故が依然として発生している状況にあります。

具体的には、平成２５年７月１日、三重県亀山市の東名阪自動車道において、貸切バスが乗客３１名を乗せて運行中、当該バスの運転者が突然意識を失い、蛇行走行しながらガードレール、

側壁に衝突し、乗客３名がハンドル、ブレーキ操作等を行い停止させた事故が生じています。
また、平成２５年７月４日、宮城県蔵王町の東北自動車道において、高速乗合バスが乗客８名を乗せて運行中、中央分離帯に衝突し、運転者が心肺停止状態で病院に搬送、交替運転者及び乗客１名が軽傷を負う事故が発生しており、運転者が何らかの原因により心肺停止状態となったことでバスが制御できなくなったと考えられています。
さらに、原因等について調査中ですが、同日、栃木県那須塩原市の東北自動車道において、高速ツアーバスが前方を走行していた車載トレーラに追突し、運転者１名が死亡、交替運転者１名及び乗客１４名が負傷する事故が発生しています。
これらの事故の詳細は調査中ではあるものの、現在、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を推進していることも踏まえ、特に下記の事項について改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。
また、運転者が乗務中に体調に異変を感じた場合には、速やかに運行管理者へ連絡して指示を仰ぐべきことを徹底するとともにそのための連絡体制を確立しておくこと。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

４．平成１９年６月に国土交通省が策定した「『睡眠時無呼吸症候群』に注意しましょう！」等を活用し、睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）の早期発見・治療の重要性について理解を深めるとともに、スクリーニング検査の受診及び適切な治療の促進を図ること。

５．その他、関係法令を遵守するなど、安全管理の徹底を図ること。

【３.「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会報告書」（平成２４年度）の公表について】

国土交通省自動車局に設置された「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」（座長：

酒井　一博　公益財団法人労働科学研究所所長）では、事業用自動車の事故の要因について、運行管理その他の観点から、調査・分析を行うとともにその結果を踏まえた再発防止対策の検討を行っており、毎年度その結果を報告書として取りまとめ公表しています。
平成２４年度においては、交通事故の傾向分析、特定テーマ「過労運転による事故を防止するための対策」（中間整理）及び平成２４年に発生した事業用自動車による社会的影響の大きい重大事故の要因分析を実施し、これを報告書として取りまとめました。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03analysis/examination.html

【４．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成２５年３月２６日（火）に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

【５．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成２５年５月１日より、保有車両数が５両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。
（ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に５両割れ事業者であった者については、平成２６年４月３０日までに運行管理者の選任を行う必要があります。）

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成２年運輸省令第２２号）（抄）
第１８条（運行管理者の選任）
一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を３０で除して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に１を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、５両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。
公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

【６．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について】

平成２４年４月２９日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後２年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成２５年４月２日に公表しましたのでお知らせ致します。

（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→ http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【７．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを１つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。
今回、１つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います！

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

〔掲載マニュアル一覧〕
・H24 年 4 月：自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
・H24 年３月：トラック追突事故防止マニュアル
・H23 年７月：乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
・H22 年７月：事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
・H21 年 10 月：映像記録型ドライブレコーダ活用手順書
・H21 年７月：トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル

【８．エアブレーキを装備したトラックではブレーキのバタ踏みは危険です！】

エアブレーキを装備したトラックが数台の車両と衝突する事故が、昨年度に２件発生しました。

当該事故は、ブレーキのバタ踏みによりエアタンク内の圧力が低下し、ブレーキ力が低下したことや過積載等が原因と考えられることから、国土交通省から大型車メーカー４社（いすゞ自動車(株)、日野自動車(株)、三菱ふそうトラック・バス(株)及びＵＤトラックス(株)）に対して、注意喚起などの取組みを行うことについて検討を依頼していたところです。

今般、大型車メーカー４社より、大型車４社のホームページへの注意喚起のチラシの掲載等により、取扱説明書等に記載のあるエアブレーキ車でのブレーキペダルのバタ踏みをしないこと等について、改めて注意喚起を実施するとの報告がありました。
本報告を受けて、国土交通省においては、自動車関係団体及び地方運輸局に対して注意喚起に関する協力依頼を行うとともに、国土交通省のホームページにおいて、注意事項を掲載しました。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety025.html

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】
発行　国土交通省自動車局安全政策課
＊このメルマガについてのご意見は、＜　jiko-antai@mlit.go.jp　＞までお寄せください。
よくある質問（配信登録の解除方法等）
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html　）

【参考】
＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。
皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・　ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日 9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24 時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。